

# 協同農業普及事業の実施に関する方針

平成23年3月  
新潟県

目次	内 容	頁
第1	協同農業普及事業の実施に係る基本的事項 . . . . .	1
1	協同農業普及事業の推進方向 . . . . .	1
2	普及指導員の果たす機能 . . . . .	1
第2	普及指導活動の課題 . . . . .	1
1	地域農業を担う意欲ある農業人材の確保・育成 . . . . .	1
2	地域特性や資源を活かした地域づくり . . . . .	2
3	県産農産物のさらなる品質向上と生産拡大 . . . . .	3
4	環境と調和した農業生産及び食の安全性向上の取組支援 . . . . .	4
第3	普及指導員の配置に関する事項 . . . . .	4
1	普及指導員の配置に対する考え方 . . . . .	4
2	普及指導員の配置 . . . . .	5
第4	普及指導活動の方法に関する事項 . . . . .	5
1	普及指導活動の重点化 . . . . .	5
2	普及指導活動体制の整備 . . . . .	5
3	計画的な普及指導活動と適切な評価の実施 . . . . .	7
4	試験研究機関及び農業大学校等との連携強化 . . . . .	7
5	市町村、農業協同組合等との連携と役割分担の明確化 . . . . .	8
6	外部専門家等との連携強化 . . . . .	8
7	農業研修・教育の充実 . . . . .	8
第5	普及指導員の資質の向上に関する事項 . . . . .	9
1	資質向上に関する基本的な考え方 . . . . .	9
2	研修体系 . . . . .	9
3	調査研究活動の充実強化 . . . . .	10
第6	その他協同農業普及事業の実施に関する事項 . . . . .	10
1	各種行政施策へ対応 . . . . .	10
2	普及協力体制の整備 . . . . .	10
3	県民に対する農業への理解促進 . . . . .	11
4	海外技術協力 . . . . .	11

## 第1 協同農業普及事業の実施に係る基本的事項

### 1 協同農業普及事業の推進方向

本県農業の持続的発展を目指すため、国と協同して普及指導員を配置し、農産物の生産及び加工に関する技術を指導するとともに、流通から販売まで一貫して支援することにより農業者の所得向上を図るものとする。

また、地域農業の担い手及びその候補者を支援することにより、農業人材の確保・育成を図るものとする。

このため、本県の協同農業普及事業の推進にあたっては、国の協同農業普及事業の運営に関する指針に基づき、新潟県「夢おこし」政策プラン及びにいがた農林水産ビジョンの実現に向け、県農政の重点施策課題に的確に対応するとともに、普及指導活動の高度化及び重点化に努めるものとする。

なお、県が取り組むべき役割を明確化し、関係機関・団体及び外部専門家等との役割分担に基づく地域の指導体制を整備し、効率的かつ効果的な普及事業を推進する。

### 2 普及指導員の果たす機能

普及指導員は、直接農業者に接して信頼関係を構築し、農業者の経営課題の解決と、国及び県の重要施策の実現を図るため、次に掲げる二つの機能を担う。

また、これらの機能を発揮するため販売戦略スペシャリスト等の外部専門家を活用するほか、農業者と消費者等との交流促進を含め、地域農業の生産面、流通面等の改善を総合的に支援する役割を果たすものとする。

#### (1) スペシャリスト機能

農業者が抱える課題に対し、地域の特性に応じて、試験研究機関・大学及び民間企業等が開発した農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識の普及指導を行う機能。

#### (2) コーディネート機能

地域農業について、先導的な役割を担う農業者、関係機関及び外部専門家等との連携の下、農業者及び関係者による将来目標の設定と共有、課題の明確化、課題に対応するための方策の策定及び実施等を支援する機能。

## 第2 普及指導活動の課題

地域や農業者の意向を的確に捉えるとともに、国の食料・農業・農村基本計画及び施策展開の方向を踏まえつつ、県農政の重点施策の推進に向け必要な課題を設定して取り組むものとする。

また、市町村や農業協同組合等が行う課題解決の取り組みが、円滑に行われるように支援する。

### 1 地域農業を担う意欲ある農業人材の確保・育成（人づくり）

地域農業を担う農業人材の確保・育成を図るため、意欲ある農業者等を対象に、園芸複合及び加工、直売等儲かる経営体への経営発展支援や新規就農者等の確保・育成、農村女性の育成を重点的に実施する。

### (1) 6次産業化等による儲かる経営体の育成

#### ア 対象

6次産業化等に取り組む農業者及び組織

#### イ 重点支援事項

- ・高度先進技術の導入指導
- ・加工及び直売等の導入支援
- ・園芸導入等による複合化支援
- ・外部専門家と連携した企画販売力の向上支援
- ・農商工連携等地域の6次産業化の取組支援
- ・市町村等が行う直売所等を活用した地産地消の取組支援
- ・経営目標の共有化に向けた家族経営協定の締結支援

### (2) 新規就農者等の確保・育成

#### ア 対象

新規就農者（新規学卒、Uターン、法人就業、新規参入者等）及び新たに就農を目指す者等

#### イ 重点支援事項

- ・就農啓発及び就農・就業相談活動の実施
- ・就農計画の策定支援
- ・法人就業者等の定着化支援
- ・栽培管理技術及び企業的経営者能力の習得指導
- ・農村青少年プロジェクト活動等の実践指導

### (3) 意欲ある農村女性の育成

#### ア 対象

社会参画及び経営参画に取り組む農村女性

#### イ 重点支援事項

- ・若い女性農業者の社会参画及び経営参画の取組支援
- ・地域資源を活用した加工及び販売等による起業化支援

## 2 地域特性や資源を活かした地域づくり（仕組みづくり）

農業・農村の維持・発展及び多面的機能の発揮のため、持続的な営農体制の確立支援や、地域資源型ビジネスの取組支援など中山間地域等の活性化に向けた支援を重点的に実施する。

### (1) 地域特性を活かした営農体制の確立

#### ア 対象

地域農業の営農体制づくりに取り組む集落及び組織

#### イ 重点支援事項

- ・生産の組織化及び法人化支援
- ・中山間地域等直接支払制度実施地区における広域連携体制の確立支援
- ・震災等被災地での新たな営農体制の発展支援

## (2) 地域資源を活かした地域の活性化

### ア 対象

地域の活性化に取り組む集落及び組織

### イ 重点支援事項

- ・集落営農活動の取組支援
- ・NPO等と連携したグリーン・ツーリズムの推進
- ・地域の農林水産物の販売拡大や新たなブランド化の取組支援
- ・市町村等が実施する耕作放棄地対策及び鳥獣害対策への支援

## 3 県産農産物のさらなる品質向上と生産拡大（ものづくり）

消費者が求めるブランド農産物等のさらなる品質向上と生産拡大を推進するため、高度先進技術の指導を核として、ブランド力強化及び産地の育成に向けた取り組みを重点的に支援する。

### (1) 新潟米のブランド力強化に向けた取組支援

#### ア 対象

区分集荷・区分販売に意欲的に取り組む農業者及び組織

#### イ 重点支援事項

- ・「新潟米食味・品質基準ガイドライン」を達成するための栽培管理指導
- ・気象変動に対応した食味及び品質の確保に向けた安定生産技術の指導
- ・実需者等のニーズに対応した品揃えや作付拡大に向けた産地誘導

### (2) 大豆や麦、新規需要米等の生産拡大に向けた取組支援

#### ア 対象

大豆や麦、米粉用など新規需要米等の生産拡大に意欲的に取り組む農業者及び組織

#### イ 重点支援事項

- ・実需者ニーズに対応した優良品種の導入支援及び技術指導
- ・高品質低コスト安定生産技術の指導

### (3) 園芸ブランド品目等の生産拡大に向けた取組支援

#### ア 対象

園芸の新規導入や生産拡大を目指す農業者及び組織

#### イ 重点支援事項

- ・食味・品質を確保した安定生産技術の指導
- ・稲作農家及び組織等の園芸ブランド品目等の導入支援及び技術指導
- ・地域園芸振興プランの実践支援による産地育成

### (4) 畜産ブランド品目等の拡大に向けた取組支援

#### ア 対象

ブランド確立等に意欲的な農業者及び組織  
イ 重点支援事項

- ・食味・品質を確保した安定生産技術の指導
- ・飼養管理の改善等による生産性の向上指導
- ・県産飼料の増産に向けた技術指導

#### 4 環境と調和した農業生産及び食の安全性向上の取組支援（食の安全・安心）

環境保全型農業の普及・定着を図るため、堆肥の利用による土づくり等持続可能な農業の取り組みを支援する。

また、消費者ニーズの高まりに対応し、安全・安心な農産物の供給を目指す農業者の組織的取り組みを支援する。

##### (1) 持続可能な農業と農業分野における地球環境対策の取組支援

ア 対象

有機農業及び特別栽培農産物認証制度等に取り組む農業者及び組織

イ 重点支援事項

- ・有機農業に関する栽培技術等の導入及び定着に向けた技術指導
- ・IPM（総合的有害生物管理）等高度先進技術の導入指導
- ・省エネルギー、省資源型農業生産体系の取組支援

##### (2) 堆肥等有機物資源の循環利用の取組支援

ア 対象

堆肥等有機物の供給や利活用に取り組む農業者及び組織

イ 重点支援事項

- ・耕畜連携等有機物の資源循環システムの確立支援
- ・市町村等が推進するバイオマスの総合利活用システムの構築支援

##### (3) 安全・安心な農産物生産に対する取組支援

ア 対象

農業生産工程管理(GAP)等に取り組む農業者及び組織

イ 重点支援事項

- ・農業生産工程管理（GAP）等の導入及び取組支援

### 第3 普及指導員の配置に関する事項

第2で掲げた課題に対応した普及指導活動を効率的かつ効果的に実施するため、普及指導員を適正に配置し、普及指導員に求められるスペシャリスト機能及びコーディネート機能が発揮されるよう努める。

#### 1 普及指導員の配置に対する考え方

農業者に対する普及指導活動を実施する普及指導員を、農業普及指導センター（農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置。以下同じ。）に配

置する。

なお、上記に加え、普及指導員の活動に関する総合的な連携調整を行う普及指導員を、本庁及び試験研究機関に配置し、組織的な普及指導活動を展開する。

また、普及指導員の配置を的確に行うことができるよう、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成に努める。

## 2 普及指導員の配置

### (1) 農業普及指導センター等への配置

県の施策推進と地域農業の課題を考慮し、農業振興を図る地域に普及指導員を適正に配置する。

また、解決すべき困難な課題が多い中山間地域については、課題解決に対応できる人員の配置に努める。

配置にあたっては、専門家集団としてのまとまりを確保しつつ、地域別に対象農家戸数や生産規模、農業課題及び農業者の要請等を総合的に考慮し、作物、園芸、畜産及び農産物活用等の専門分野を担う普及指導員を配置する。

また、県農業大学校に、農業後継者の確保や農業者に対する生涯教育を効果的に  
行う普及指導員を配置する。

### (2) 本庁配置及び試験研究機関への配置

国及び県の施策と一体的な普及指導活動を実施するため、本庁各課との総合的な連携調整を担当する普及指導員を、専門技術指導担当として本庁に配置する。

また、試験研究機関、大学及び民間企業が開発した高度先進技術の迅速な普及と現地における技術組立等を実施するため、試験研究機関等との総合的な連携調整を担当する普及指導員を、専門技術指導担当として試験研究機関に配置する。

## 第4 普及指導活動の方法に関する事項

農業者の高度かつ多様なニーズに対応するため、活動の重点化や効率的かつ効果的な活動体制を整備し、計画的な普及指導活動を展開する。

### 1 普及指導活動の重点化

普及指導活動の課題の設定においては、農政の展開方向及び各地域の課題に応じて、重要度及び緊急度が高いものに重点化する。

### 2 普及指導活動体制の整備

#### (1) 農業普及指導センターの活動体制と業務

##### ア 活動体制

効率的かつ効果的な指導を行うために地域ごとに農業普及指導センターを置き、普及の専門家集団としてのまとまりを確保しつつ、専門分担を基本に普及組織の総合力が発揮できるよう、地域実態に即した活動体制を整備する。

また、農業普及指導センターの配置場所から遠隔地となる地域や、普及指導活動が特に必要な地域に対し、分室を配置する。

#### イ 地域指導体制の整備

市町村及び農業協同組合等の広域化を踏まえ、ワンストップ窓口の設置など地域の農業指導体制づくりを支援する。

#### ウ 業務内容

農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を、効率的かつ効果的に行うため、次に掲げる事務を、普及指導活動の業務の基本とする。

##### (ア) 普及指導活動の実施に関する事項

- ・普及指導活動の役割分担の決定及び進行管理
- ・普及指導計画の策定及び変更
- ・普及関係事業計画の樹立
- ・普及指導活動の評価
- ・普及指導センター内における研修の実施
- ・関係機関との連絡及び調整
- ・その他普及指導を総合的に実施するために必要な活動

##### (イ) 経営体の育成に関する事項

- ・経営発展支援活動の調整及び進行管理
- ・外部専門家との連絡及び調整

##### (ウ) 農業情報に関する事項

- ・普及指導員の活動により得られた知見の整理、体系化及び普及指導員への提供並びに情報の共有化
- ・農業者に対する農業技術・経営、農村環境・農業労働等の改善、及び農村女性活動等に関する情報の提供
- ・県民への情報提供

##### (エ) 農業の担い手育成に関する事項

- ・新規就農の促進するための情報提供、相談その他の活動

##### (オ) その他

- ・上記以外の活動で、普及指導センター所長が必要と判断する業務

## (2) 本庁等へ配置する普及指導員の活動体制と業務

### ア 活動体制

本庁及び試験研究機関に配置する普及指導員が、行政や試験研究機関等と連携して、技術指導及び経営指導等を迅速に実施できる活動体制とする。

### イ 業務

#### (ア) 行政との連携

本庁に配置した普及指導員（専門技術指導担当）は、国及び県農政の施策に即した普及指導活動を行うため、施策推進における普及の役割の明確化と施策に対する地域農業課題の反映等を、本庁各課と連携して的確に実施する。

(イ) 試験研究機関との連携

試験研究機関に配置した普及指導員（専門技術指導担当）は、試験研究機関及び民間企業が開発した高度先進技術の迅速な普及と、現地における技術組立実証等の普及指導活動を実施するため、試験研究機関と連携する。

(ウ) 普及指導員の資質向上

本庁等へ配置した普及指導員（専門技術指導担当）は、普及指導員の資質向上のため、集合研修及び派遣研修等を実施する。

**(3) 情報提供・相談機能の強化**

ア 情報提供体制の充実強化

地域の農業振興の拠点として課題解決に必要な農業・農村の情報を提供するため、インターネット等 ICT（情報通信技術）を活用した迅速な情報提供・共有の体制整備に努める。

農業者及び関係機関との技術、経営、流通及び施策等の情報交換を効率的に行うため、普及情報ローカルネット体制の活用を図る。

イ 相談機能の強化

農業普及指導センターの情報機能、経営相談機能及び就農相談機能等を強化するため、施設及び機材等の整備を図る。

**3 計画的な普及指導活動と適切な評価の実施**

**(1) 普及指導計画の策定**

効率的かつ効果的な普及指導活動を実施するため、普及指導計画を策定する。また、策定にあたり普及指導の対象者及び関係機関との合意形成を図る。

ア 普及指導年度計画

県農林水産ビジョン等の改訂に合わせ、管内農業・農村の概ね3か年の展開方向を構想し、中期目標として目標値等を設定する。

併せて中期目標を踏まえた当該年度毎の実践的な活動計画を普及指導年度計画として策定し、体系的かつ計画的な普及活動を実施する。

また、地域の実情に応じて普及指導活動の課題と対象を重点化するとともに、目標に対する効果測定指標を設定し、適切な進行管理を行う。

イ その他の普及活動計画

活動計画・検討表及び週間活動計画を作成し、計画的な普及指導活動を実施する。

**(2) 普及指導活動の評価**

普及指導計画等に基づく活動の成果等について、4半期毎に適切に評価し、その評価結果を以降の普及指導活動に反映させる。

また、農業者、農業団体、消費者及び学識経験者等、幅広い層からの外部評価を実施する。

**4 試験研究機関及び農業大学校等との連携強化**

普及指導活動にあたって、試験研究機関が開発した新技術の普及及び現地技術の組立等について、試験研究機関と連携を強化するとともに、普及指導活動の課題の内容に応じて、独立行政法人、大学及び民間企業等を含め革新的な技術・知識を有する多様な者と積極的な連携に努める。

また、新規就農者の確保・育成や農業者の生涯教育等について、農業大学校と一層の連携を図る。

## 5 市町村、農業協同組合等との連携と役割分担の明確化

普及指導活動において県が取り組むべき役割と、市町村・農業協同組合等が担うべき役割を明確にし、効率的かつ効果的な活動を展開する。

## 6 外部専門家等との連携強化

### (1) 民間との連携

新たな農産物供給システム及び販売戦略の構築などの課題に対応するため、関連する他産業との連携を強化する。

また、これら農商工連携等を推進するため、商工会議所等との連携を図る。

### (2) 外部専門家との連携

農業者の所得の増大を図るには、商品開発や販路開拓、ブランド化など収益力を高める必要があることから、普及指導員と経営、販売及び加工等のノウハウを持つ外部専門家が連携して農業者を支援する。

また、法人化に伴う設立事務、税務及び労務管理等の専門分野については、司法書士、税理士、社会保険労務士及び中小企業診断士等との連携を図り、農業者を支援する。

### (3) 普及指導協力委員の活用

農業・農村の振興に理解があり、優れた経営能力と高い見識を有し地域において先導的な役割を担う指導農業士等を普及指導協力委員として委嘱し、その役割が発揮されるよう支援する。

また、市町村等が行う新規就農者の確保・育成及び青年農業者の育成に対し、普及指導活動と連携のもとに普及指導協力委員の効果的な役割発揮を図る。

## 7 農業研修・教育の充実

### (1) 県農業大学校における研修・教育

#### ア 学生教育の充実

農業大学校は、新規就農者の確保・育成を図るため、実践的な講義及び実習等に加え、企画・販売力に重点を置いた経営管理に関する教育の充実を図る。

#### イ 農業者等に対する研修の充実

農業大学校は、新規就農者の確保・育成や農業者の生涯教育等施設として、認定農業者、新規就農者及び女性農業者等のそれぞれのニーズに応える高度かつ実践的な研修を実施する。

また、Uターン就農及び新規参入等の就農を希望する者に対する研修教育の充実を図る。

ウ 県民や消費者に対する農業理解促進

開かれた農業大学校として、一般市民、消費者、児童、生徒等に対する農業理解促進のための研修を実施する。

**(2) 学校教育との連携**

農業大学校は、農業普及指導センター及び関係機関と連携のもとに、将来の就農が期待される高校生等に対する実践的な研修機会の提供に努める。

**第5 普及指導員の資質の向上に関する事項**

**1 資質向上に関する基本的な考え方**

普及指導員に求められるスペシャリスト機能及びコーディネート機能を十分に発揮するために、個々の普及指導員の技術及び指導力や、担当する地域及び対象の解決すべき課題等に応じて、計画的に研修や調査研究を実施する。

また、習得を図ろうとする知識・技術等に応じて国等が行う研修のほか、先進的な農業者、試験研究機関、民間企業等の活用を図るものとする。

さらに、重要かつ緊急な課題に対応して、必要な研修を実施する。

なお、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることにかんがみ、自主的な資質向上の取組を助長しつつ、優秀な人材の確保を図る観点から、普及指導員手当を支給するものとする。

**2 研修体系**

普及指導員の経験年数や解決すべき課題等に応じて、必要な指導能力を強化するための研修を段階的に実施する。

**(1) 基礎指導力向上研修**

新任期の普及職員を対象に、次の研修を実施する。

- ・普及事業の概要の理解と、基本的な普及指導方法の研修
- ・担当専門項目に関する基礎的な技術及び知識の研修
- ・OJT及び営農体験研修による実践的な普及指導方法の研修
- ・普及指導員資格の取得に必要な技術及び知識の研修

**(2) 専門指導力強化研修**

中堅普及指導員を対象に、次の研修を実施する。

- ・農業人材の育成手法の研修
- ・作物、園芸、畜産及び農産物活用の実践技術の研修
- ・マーケティング及び経営管理等の研修

**(3) 総合指導力強化研修**

中堅普及指導員、普及課長及び新任の普及指導センター所長を対象に、次の研修を実施する。

ア スペシャリスト機能強化研修

- ・試験研究機関等の研究成果等高度先進技術の習得
- ・現地の技術課題を、試験研究機関等と連携して解決する能力の習得

イ コーディネート機能強化研修

- ・効果的な普及指導方法の研修
- ・農政課題及び現地課題の総合的な課題を解決するための研修
- ・外部専門家等と連携した販売力強化手法の研修
- ・普及指導活動の企画調整に係る能力の研修
- ・組織力向上のための組織運営手法の研修

### 3 調査研究活動の充実強化

普及指導員は、普及活動により有用な成果が得られるよう高度先進技術及び普及指導活動の方法について調査研究を行う。

## 第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

### 1 各種行政施策への対応

#### (1) 行政施策の農業者への理解促進

農業者に対し国及び県農政の重点施策推進についての説明や、補助事業、制度資金及び農業諸制度に対する情報提供を行い農業者の理解促進に努める。

#### (2) 行政施策の活用支援

県の重点施策に即した普及指導活動を的確に実施するとともに、必要により、補助事業及び制度資金等の行政施策が効率的に活用されるよう支援する。

#### (3) 行政施策への農業者ニーズの反映

地域農業者のニーズを的確に把握し、普及指導活動を通じて得られた施策効果及び推進上の課題について行政施策に反映させる。

### 2 普及協力体制の整備

#### (1) 県段階

ア 普及事業の効果的な推進のため、県関係各課、試験研究機関、農業団体及び農業者の代表等との連携活動に努める。

イ 地域農業改良普及事業協議会々長で構成する「県農業改良普及事業協議会」との一層の連携を図る。

#### (2) 農業普及指導センター段階

ア 効果的な普及指導活動を推進するため管内市町村、農業団体の長で構成する「地域農業改良普及事業協議会」において、関係機関との連携手法及び役割分担等について協議する。

イ 農業普及指導センター、関係機関・団体及び農業者代表等で構成する農業改良会議を開催し、普及事業の推進と適切な運営に努める。

### **(3) 普及事業に対する農業者リーダーとの連携**

普及事業の推進にあたっては、指導農業士、青年農業士及び農村地域生活アドバイザー等の協力を得て活動する。

なお、地域農業を維持発展させる観点から、農業者リーダー及びその組織から要請があった場合は必要な支援を実施する。

### **(4) 都道府県間の連携の強化**

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、他都道府県との当該課題に対する情報の共有及び技術協力等に努めるものとする。

### **(5) 林業及び水産業との連携**

農山漁村地域の総合的な振興及び活性化を図るため、林業及び水産業の普及事業と連携した活動に努める。

## **3 県民に対する農業への理解促進**

県民の農業・農村及び農産物に対する理解の促進を図り、県産ブランド品目の消費拡大や将来における農業の担い手の確保に役立つよう、県民や消費者を対象に農業者等が行う交流活動等の取り組みを支援する。

また、報道機関やホームページ等を活用し、県民への農業・農村の情報や普及活動の実施状況を積極的に提供する。

## **4 海外技術協力**

### **(1) 普及関係職員の海外派遣**

普及指導員の海外技術協力については、国際貢献となる他に普及指導員の指導力向上にも結び付くことから、短期派遣を中心として支援協力を行う。

なお、長期派遣については、原則として退職者を中心に可能な範囲で協力するものとする。

### **(2) 海外農業研修生の受け入れ**

海外農業研修生の受け入れについては、可能な範囲で協力する。